

婦人少年局月報

Monthly Bulletin W. M. B., L. M.

主な目次

- メリヤス女子労働者の特性
- 街頭に働く年少者の保護は
- 農村婦人の生活を高める特
- 別活動について
- 働く年少者保護の標榜事業
- 格について
- 婦人問題懇談会
- 外国大使館関係官との会
- 海外ニュース
- 職員室から

メリヤス女子労働者の特性

労働省婦人少年局でかかれてから継続してきつたせんい産業女子労働者の実態調査の中、メリヤス工場についての調査の一部がまとまりましたので、その中から二、三の事実をお知らせします。

調査対象は常用労働者五人以上三〇人未満の小工場ばかり二〇〇、女子労働者一、五四二人。関東地区、中京地区、関東地区におけるメリヤス業の盛んな九県です。

これら小企業のメリヤス女子労働者には、大紡績工場的女子労働者とは異つた色々な特色があります。

第一に、小メリヤス工場では婦人の労働力を大部分、地元で求めているという事です。従つて、女子労働者は九五%以上が工場所在地内出身者です。これと関連して大半が通勤労働者で、住込み(又は寄宿舎住い)は僅か二〇%にすぎません。

その故か、他のせんい女子労働者比べて未婚の割合が少く(約六四%)、夫のあるもの一七%、未亡人、離別者などが一五%もあります(註、綿紡績女子労働者は未婚九四%)。しかし、これら既婚者の中、学齢前の子供を持つてゐるものは一七%にすぎませんし、その人達の約半数は母や姉妹が留守の間子供をみてくれているのです。

この様に既婚婦人が多いので年輪も綿紡績工場の様に二十才未満者が多数を占めるという様な事はなく、二十才未満は四割にすぎず、比較的年齢の高い婦人が多くて、約二割は四十才以上の人達です。

これらの婦人達は学校を終えてすぐにメリヤス工場に就職したという人はむしろ少く約二割にすぎず、家にいて家事に従事していた(又は家事の手伝いをしていた)というものが多く、四割余を占めています。つまり、家庭婦人であつたものが何らかの事情で働きに出てきたものと云えます。

その就職理由をみると、その八〇%以上が家計を助けるために働きに出てゐる。それに對し、嫁入り度のためと答へたものは、綿紡績女子労働者が三〇%であるのに比べて、メリヤス工場では一〇%余です。

では、どの程度、家計を助けているのでしょうか。自から家族を養つてゐる人(一〇%)、自分でだけ獨立して生計を営んでゐる人(五%)を除けば、ほとんど大部分(七七%)が大体は一月一面、定期的に家に金を入れてゐます。

この人達が一九五二年二月に家に入れた金額は二、六〇五円です。當時の通算者の手取給与

街頭に働く年少者の保護はどうなつてゐるか

保護はどうなつてゐるか

靴磨、新聞売をはじめ花売、餅屋売などをして街頭で働く年少少女に対しては労働基準法の適用を受ける者を除けば従来殆ど保護の手は達しのべられていませんでした。

労働省婦人少年局で行つた調査によつてこれら年少少女の労働の実態が明らかにされるに於いて好ましくない労働環境や労働条件から、これを保護する必要があるとされるに至りました。そしてこの問題について労働大臣から婦人少年問題懇談会に對して諮問があり、同懇談会から答申がなされました。

この答申にもとづき種々検討の結果、改正の措置として児童法の改正によることと児童の賃金を希望しておきましたところ児童福祉法の改正案は今国会に提出されその成立をみました。

この改正法は七月一日公布され街頭労働保護の部分は九月一日から施行されます。

街頭労働保護については児童福祉法第三十四條の禁止行為の中に新たに次の項目が加えられました。

○児童に午後十時から午前三時までの間、戸内について、又は道路その他これに準ずる場所、物品の販売、配布、展示若しくは蒐集又は役務の提供を義務としてさせる行為。

○戸内について又は道路その他これに準ずる場所、物品の販売、配布、展示若しくは蒐集

労働力調 (1952年5月)

(単位千人)

産業別	総数	女子	総数中女子の割合%	女子の労働率%	女子の労働率と前月の比較
労働力総数	39,010	16,020	41		+1,030
農業	38,520	15,840	41		+980
工業	10,310	2,090	20		+70
商業	14,240	9,860	69		+620
建設業	13,970	3,890	28		+300
運輸業	430	150	35		+30
情報業	240	100	42		+50
金融業	600	120	20		+20
保険業	930	1,620	93		+50
娯楽業	4,980	660	13		+10
教育業	2,050	200	10		+30
医療業	1,750	860	49		+30
福祉業	1,910	180	9		+10
その他	1,090	180	17		+50
未詳	490	180	37		

〔註〕統計表の数字は、すべて調査結果の集計に推計事項を要したものの千の位以下を四捨五入した結果であるから、表中の総数と数字は、その内訳の合計に必ずしも一致しない。一総理府統計局 労働力調査一

額の平均は四、二七五円ですか。導引くと平均一、六四〇円が女ら、これから家に入れた金額を、子労働者の手件にのさることになりす。

又は役務の提供を義務として行う清十五才に満たない児童を、当該業務を行つたために風俗営業取締法第一條第一号又は第二号に掲げる営業を営む場所に立ち入らせし行為。風俗営業取締法第一條第一号

おとび第三号の営業というのには、(株)新井、カフエーなど、客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業、ギャンブル、ダンスホールなど設備を設けて客にダンスをさせる営業を指しています。

もちろん児童福祉法の改正によつて、街頭に働く年少者の保護は充分だといへませんが、ともかく保護の第一歩がふみだされたわけですね。

婦人問題懇談会

外国大使館関係官との会合

婦人少年局では、日本の婦人問題について諸外国の理解を深めるために、去る七月二日午後、各国代表の方々を招いて、婦人問題に関する国際的な懇談会を工業クラブに於いて開催しました。

米国、英国、西独、パキスタン、フィリピン、コロンビア、フランスの駐日政府機関の代表者、ユネスコ駐日代表、内外報関係者、日本各新聞記者等、二四名の参加を得、婦人局長の開会の辞に始まり、日本婦人の現状及び当局的仕事についての説明、

各国への協力依頼を局長が行いました。つづいて日本農村婦人の現状に取材した婦人製作品の展示が、英語の解説で披露されました。引つづき約一時間、年次、各国代表との間に、年少労働者の保護、労働者の休暇、労働教育、婦人のパートタイムの仕事、産前制限、婦人の政治上の進出状況、家庭における地位の地位等についての活発な質疑応答が行われました。

職員室から

埼玉県で看護料金の引上

埼玉職員室

埼玉県では婦人少年局が行った看護料金の調査の結果、もとより懇談会が契機となつて、看護料金の引上げが行われようとしています。

去る二月中、全国各地地方職員室主催により、派出看護婦の勤務条件改善のための懇談会のひとつとして資金協定の合理的な措置がとりあげられたことは、七月の月報でお知らせした通りです。

埼玉県においても、当日出席者の間で看護料金について検討が行われ、この集りに出席した派出看護婦達は、自分達の料金が不当に低いことが分り、引上げを要求することとなりました。

そこで、本年三月以降三か月

普通病(甲) 二九〇円
普通病(乙) 二七〇円
新療養料金 三三〇円
普通病(甲) 三三〇円

特設店従業員婦人の雇込み訴え事件

福岡職員室

特設店従業員七名が昭和二十七年三月十三日、福岡職員室に突如来訪、日常生活の窮状を訴え救いを求めた事件が起り大きな社会問題を投げかけました。

この七名は八幡市折尾町特設店「太平楽」の従業員で、婦人問題について相談相手としての職員室を訪ねたものであります。

四月十日の事件解決まで約一カ月間、職員室は福岡労働基準局等関係機関の協力を得て、世論の喚起、経営者の折衝等至難な場面を打開、前借金棒引及び就職斡旋等に協力し従業員一同に更生の第一歩をふませました。

婦人と家庭生活(その一)

妻の生活時間

工場労働者の家庭についてみると、平日において妻が家事に

ついで、平日においては妻が家事に

男子労働者と家庭婦人の生活時間

項目	男子労働者	家庭婦人	男子労働者	家庭婦人	男子労働者	家庭婦人	男子労働者	家庭婦人
起床	6:30	6:00	6:30	6:00	6:30	6:00	6:30	6:00
朝食	7:00	6:30	7:00	6:30	7:00	6:30	7:00	6:30
通勤	7:30	7:00	7:30	7:00	7:30	7:00	7:30	7:00
労働時間	8:00	8:00	8:00	8:00	8:00	8:00	8:00	8:00
帰宅	17:00	17:00	17:00	17:00	17:00	17:00	17:00	17:00
夕食	17:30	17:30	17:30	17:30	17:30	17:30	17:30	17:30
就寝	22:00	22:00	22:00	22:00	22:00	22:00	22:00	22:00

人事異動おしらせ

七月十六日付

休職 (旧労働局長室主任)

宮城職員室主任 加藤 幸子

(旧労働局長室主任)

法務職員室主任 坂本 幸子

(旧労働局長室主任)

岡山職員室主任 島取 幸子

(旧労働局長室主任)

鳥取職員室主任 島取 幸子

